#### これまでのいじめ防止対策について

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であり、本市では、従来からの取り組みに加え、いじめ防止対策推進法の施行、 更には本市で発生した自死事案に係る第三者機関による答申等を踏まえ、下記の対策を講じてきたところである。

#### 1. いじめの未然防止に向けた取り組み

- (1) 児童生徒に対する教育・啓発等
  - ① いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施【平成19年度~】

5月と11月にいじめ防止のためにキャンペーンを実施するとともに、児童生徒による自主的な取組みを支援し、「いじめをしない・させない・許さない」という児童生徒の意識を高める。(※平成26年度までは「いじめゼロキャンペーン」として実施)

#### ② いじめ防止「きずな」サミットの開催【平成20年度~】

市立小中学校・中等教育学校の代表児童生徒が一同に会し、いじめに対する課題を共有し、児童生徒が互いに「いじめをなくしたい」という強い気持ちを醸成するとともに、いじめのない学校にするために自分たちができることについて協議する。

(※平成25年度までは各区の中の一つの地域を指定の上実施)

### ③ いじめストップリーダー研修の実施【平成27年度~】

各学校において、生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動を推進するために、仙台市立中学校・中等教育学校の代表生徒による1泊2日の宿泊学習において、いじめ防止に向けた活動や意見交換を行う。

#### ④ 情報モラル教育の推進【平成27年度~】

情報化が急激に進展する社会において、児童生徒が自ら判断して行動できる資質、能力の育成を図るため、学校と家庭が連携し、効果的な情報モラル教育を推進する。

#### (2) 学校体制の整備,支援,教員等の資質向上等

#### ① いじめ対策専任教諭の配置【平成28年度~】

市立の全中学校,中等教育学校(計64校・64人)に配置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るための対策を実施するとともに、事案発生時においては、担任の支援等中核的な役割を担う。

#### ② 児童支援教諭の配置【平成28年度~】

いじめ,不登校,発達障害等の課題に対応するため,市立の小学校(計60校・60人)に配置し,指導の中核,コーディネーターとしての役割を果たす。

#### ③ いじめ対応等相談に係る教職員支援室の設置【平成28年度~】

いじめ事案への対応,学級経営,保護者への対応等,教職員からの職務上の相談に対する相談窓口を市教育センター内に設置。(相談員:教員 0B 2 名)

#### ④ いじめ・不登校対策推進協力校の指定【平成9年度~】

いじめ・不登校対策推進協力校を指定し、市立学校におけるいじめ・不登校の問題に対する適切な指導について研究し、本市における指導体制の改善と充実を図る。

#### ⑤ いじめ防止に向けた研修の実施【平成28年度拡充】

「いじめ対策担当教諭研修」・「生徒指導研修」等教育相談課が主催する研修や、「校長研修」や「フレッシュ先生研修」等市教育センターが主催する教職員向け研修において、いじめの未然防止や早期発見、対処等に関するプログラムを実施する。(H28 年度については、約50の研修を実施)

#### ⑥ いじめ防止マニュアルの策定【平成25年度】

いじめ防止対策推進法の趣旨をはじめ、未然防止、早期発見、事案への対処等を盛り込んだマニュアルを全教職員に配布し、いじめへの共通理解を図る。

(H29年度,いじめ防止マニュアルの改訂版を作成中)

#### (3) 保護者等に対する啓発

① いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布【平成27年度~】

いじめの理解促進,早期発見・早期対応のための家庭でのチェック項目や相談窓口の一覧 等を掲示したリーフレットを作成し,市立学校の全児童生徒の家庭に配布する。

#### 2. いじめの早期発見に向けた取り組み

① 24 時間いじめ相談専用電話の開設【平成 28 年度~】

教育委員会事務局内に,24 時間対応のいじめ相談専用電話を設置し,児童生徒やその保護者からの相談に応じ,早期発見と問題解決を図る。

#### ② 仙台まもらいだーインターネット巡視【平成22年度~】

児童生徒の誹謗中傷や個人情報の流出等,インターネットに関わる問題を早期に発見して 学校に情報を提供するほか,削除依頼や学校での指導に係る技術的な助言等を行う。

- ③ いじめ対策専任教諭の配置【平成28年度~】 ※再掲
- ④ 児童支援教諭の配置【平成28年度~】 ※再掲
- 3. いじめへの対処としての取り組み
  - ① いじめ対策専任教諭の配置【平成28年度~】 ※再掲
  - ② 児童支援教諭の配置【平成28年度~】 ※再掲
  - ③ いじめ対策支援員の配置【平成28年度~】

いじめ事案の課題を抱える小学校に,元警察官や元教員をいじめ対策支援員として一定期間派遣し,校内の巡回・指導を行う。

#### 4. 教育局の体制強化

① いじめ不登校対応支援チームの設置【平成27年度~】

学校教育部教育相談課内に「いじめ不登校対応支援チーム」を組織し、全市立学校の巡回訪問を行い、組織体制や取組状況の確認、困難事案に対する助言等を行うことで、学校のいじめに対する適切な初期対応や継続指導を確実なものとする。

#### ② スクールソーシャルワーカー・教育局配置のスクールカウンセラーによる支援

社会福祉上の諸課題に対して専門的な助言指導のできるスクールソーシャルワーカーと、 児童生徒の心のケアや教職員へのコンサルテーションを行う教育局配置のスクールカウン セラーを学校に派遣し、それぞれの専門性に応じた支援を行う。

※SC は平成 28 年度~, SSW は平成 26 年度~ (平成 28 年度拡充)

事業名	いじめ防止「きずな」キャンペーン
開始年度	平成 19 年度
予算	
目的	いじめをなくすための様々な取組を行うことにより、児童生徒のいじめ防止意識の 向上と実践的取組の推進を図る。
事業の概要	いじめ防止を目的としたキャンペーンは平成19年度より実施されている。当初は、「いじめゼロキャンペーン」という名称で、毎年11月に実施してきたが、平成27年度から、「いじめ防止きずなキャンペーン」として、5月と11月の年2回実施している。いじめ防止のためにキャンペーンを実施するとともに、児童生徒による自主的な取組みを支援し、「いじめをしない・させない・許さない」という児童生徒の意識を高める事業となっている。キャンペーンの内容は、あいさつ運動や啓発ポスターづくり、標語募集などが各校独自に企画、実行され、児童会や生徒会を中心に自主的な活動として取り組んでいる場合が多く見られる。
成果	いじめ防止対策としては10年の歴史があり、各学校において児童・生徒会中心に独自のいじめ防止対策に取り組んでいる。継続的な取組に加え、その年ごとの児童生徒の創意を生かしたキャンペーンに取り組むことなどにより、児童生徒のいじめ防止に対する意識の向上を図っている。
課題と今後の見通し	キャンペーンにあたっては、各学校において毎回その年の独自性を出しながらも継続すべき内容を盛り込みながら取り組んでいる。今後も、各学校の取組について情報を共有し、相互に取り入れることも大切であると考える。

事業名	いじめ防止「きずな」サミット
開始年度	平成 20 年度
予算	
目的	いじめをなくすための様々な取組を行うことにより、児童生徒のいじめ防止意識の 向上と実践的取組の推進を図る。
事業の概要	平成20年度から、「いじめゼロキャンペーン」の一環として、各区の中の一つの地域を指定して実施されてきた。平成26年からは全市一斉で開催することになり、市立小中学校・中等教育学校の代表児童生徒が一同に会し、いじめに対する課題を共有し、「いじめをなくしたい」という強い気持ちの醸成を図っている。会議では、いじめのない学校にするために自分たちができることについて、テーマに沿って協議を行っている。各回のテーマは下記のとおりである。〇H26年度「なぜ、いじめの被害者と加害者が入れ替わるのか」〇H27年度「傍観者を乗り越える心~命の大切さから考える~」〇H28年度「いじめのない学校へ向かって ~私たちができること~」
成果	平成 26 年度から全市一斉の取組に変更され、毎年テーマに沿ったいじめ問題についての話し合いが行われてきた。話し合いの内容については、当初はいじめの実態や事例的な話し合いだったが、昨年度からは、各学校へ発信力のある話し合いにレベルアップしている。市内の児童生徒のいじめ防止に対する全体的な意識向上と啓発に成果をあげている。
課題と今後の見通し	サミットのテーマが、いじめの捉えや理解という視点から、いじめ防止のためにどのように行動すればよいかを考える方向になってきたことは、児童生徒のいじめ防止に対する実践的取組を促す機会として、今後も推進して行くことが大切であると思われる。また、サミットでの話し合いの内容が、各学校においても確実に実践されるように取り組んでいく必要がある。

事業名	いじめストップリーダー研修
開始年度	平成 27 年度
目的	生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動を推進するため、いじめ防止対策を推進するリーダーの育成を行う。
事業の概要	各学校において、生徒の主体的ないじめ防止に向けた活動を推進するために、仙台市立中学校・中等教育学校の代表生徒(中学1・2年生から各1名、男女のバランスよく選出)が、1泊2日の宿泊研修を行っている。研修では、いじめ防止に向けた活動や意見交換を行い、危険回避能力や問題解決能力を育成し、リーダーとしての資質を高めている。H28年度は、いじめ防止を訴えるメッセージDVDを作成し、市立小中学校・中等教育学校へ配布し、各学校で活用されている。今年度は、学校現場でよくみられる小中のいじめ事例を題材にして、その時どんな行動をすべきかを考えさせるDVDを作成し、各学校へ配布する予定である。
成果	各学校の代表生徒が集い、泊を伴う交流を行うことにより、いじめ防止に対する意識の一層の向上が図られる場となっており、参加した生徒が、共通の目的のもとに作成したいじめ防止のメッセージDVDが市立小中学校・中等教育学校に配布され有効活用されている。また、同世代の仲間が作成したことにより、いじめ防止をより身近なテーマとして捉えることができるようになった。
課題と今後の見通し	宿泊を伴う研修については、交流が深まり活発な意見やまとまりのある成果物が作成しやすい一方で、経費の問題や時間の制限等の課題もある。また、現在中学生だけを対象としているが、「いじめ防止きずなサミット」との関連性を考えると、小学生の参加も視野に入れる必要もある。

事業名	情報モラル教育推進事業
開始年度	平成27年度
予算	1,212千円
目的	情報化が急激に進展する社会にあって、児童生徒が自ら判断して行動できる資質・
	能力の育成を図るため、学校と家庭、関係機関が連携を取りながら、児童生徒に対す
	る情報モラル教育及び指導を効果的に推進する。
事業の概要	仙台市小学校長会・中学校長会,仙台市 PTA 協議会,教育委員会の三者からなる
	「仙台市情報モラル教育推進会議」を組織して、本事業の目的を達成するための検討
	および協議を行っている。
	さらに、実質的な検討等を行う組織として、「家庭における推進検討部会」および
	「学校における推進検討部会」を設置し、学校と家庭において情報モラル教育を効果
	的に推進していくための取組を行っている。
	「家庭における推進検討部会」では、家庭向けの啓発リーフレットの作成と配付、
	「学校における推進検討部会」では、情報モラルに関する授業研究や授業実践例等を
	掲載した『仙台版 情報モラル教育実践ガイド』の作成と配付を行っている。
成果	・悪口やいじめ、犯罪被害等の事例や長時間使用の問題等の資料を盛り込んだ、啓発
	リーフレットを提供することで、保護者は情報モラルに関する新しい情報を得たり
	問題点を再確認したりする機会を持つことができている。
	・学校と家庭の両面から、正しく賢い使用方法を働きかけることにより、「家庭のル
	ールづくり」を実践している家庭が増加傾向にある。
	・『仙台版 情報モラル教育実践ガイド』の活用により、例えば、いじめ防止を意識
	した指導事項を重点的に配列した年間指導計画の作成を通して、学校における情報
	モラル教育やいじめ防止の取組が、組織的、計画的に行われるようになった。
課題と今後の見通し	・家庭向け啓発リーフレットは、保護者会や PTA 行事などで効果的に活用できるよ
	うに、各家庭に配付する時期を考慮する必要がある。
	・大人の情報モラルにも課題がある。学校とPTAが協力し、親子でインターネット
	利活用のメリット・デメリットについて学ぶ機会を設ける必要がある。
	・携帯電話やスマートフォンの所持率は、今後さらに上昇、そして低年齢化していく
	ことが予想される。今後は、子供の気持ちや自主性を尊重したり、子供が置かれて
	いる立場を考えさせたりすることで、新たな気付きを促すなど、子供自身が課題意
	識を持って生活できるよう、児童会や生徒会が主体となって行う取組が必要であ
	る。

1-(2)-①

2-3

3-(1)

事業名	いじめ対策専任教諭の配置
開始年度	平成 28 年度
予算	512,000千円
目的	市立の全中学校等に配置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るための対策を実施するとともに、事案発生時においては、担任の支援等中核的な役割を担う。
事業の概要	・配置人数 64人。(中学校、中等教育学校分) ・いじめ対策専任教諭の主な業務内容 いじめ事案の組織的対応の推進、校内巡視、いじめアンケートの作成・集約・報告、いじめ防止に関する企画・運営、いじめ相談窓口、いじめに関する研修の企画・運営、地域・関係機関との連携、いじめ防止対策委員会の運営、その他・いじめ対策専任教諭が学校全体のいじめ対策の中核を担えるようにするため、校務分掌等を原則として次のようにしている。 ①学級を担任しない。 ②週当たりの授業持ち時数を10時間程度とする。(上限15時間) ③教務主任、学年主任を兼務しない。(学校事情により教務主任との兼務は可とする。)
成果	<ul> <li>・校内の巡回など、いじめ等の未然防止に積極的に取り組めるようになった。</li> <li>・問題行動やいじめの対応などに素早く対応することができるようになった。</li> <li>・いじめの実態把握(いじめアンケートの集計・分析など)を担任等に任せずに組織的に行うことができるようになった。</li> <li>・いじめを疑われるような校外での事案についても地域の方からいじめ対策担当者に連絡が入るようになった。</li> <li>・加配による副次的な効果として、部活動の顧問を複数配置することができるようになるなど、教員の負担軽減につながった。</li> </ul>
課題と今後の見通し	<ul><li>・小規模校においては、教員数が少ないので授業の持ち時数などの校内調整に苦労する場合がある。</li><li>・生徒指導主事がいじめ対策専任教諭を兼ねている学校が多いが、負担増になっている。</li><li>・授業の持ち時数についての弾力的な運用が必要である。</li></ul>

1-(2)-②

2-4

3-2

事業名	児童支援教諭の配置
開始年度	平成28年度
	480,000千円
目的	いじめ,不登校,発達障害等の課題に対応するため,市立の小学校に配置し, 指導の中核,コーディネーターとしての役割を果たす。
事業の概要	・配置人数 60人(平成28年度は36人) ・児童支援教諭の主な業務内容 いじめアンケートの集約や聞き取り、担任と連携しての対応・相談、校内の巡回指導、配慮を要する児童の個別対応、不登校児童への指導・支援、いじめ防止運動の企画・運営、地域・関係機関との連携、その他 ・児童支援教諭が全校的な立場で業務を遂行するという観点から、校務分掌等を原則として次のようにしている。 ①学級を担任しない。 ②週当たりの授業持ち時数を10時間程度とする。(上限15時間) ③教務主任、学年主任を兼務しない。(学校事情により教務主任との兼務は可とする。)
成果	<ul> <li>・休み時間に校内巡視するなど、担任の目の届かないところを見ることができるようになった。</li> <li>・担任ではないフリーな立場から学校全体を見ることができ、児童の様子を複数の目で確認することができるようになった。</li> <li>・いじめ対応や不登校対応について、事後対応だけではなく、先手を打てるようになった。</li> <li>・教員や保護者が相談しやすい環境をつくることができた。</li> <li>・いじめや生徒指導に関する報告が管理職に多く上がるようになり、児童の変容を短いスパンでとらえることができるようになった。</li> </ul>
課題と今後の見通し	<ul> <li>・授業を通しての児童との関わりが大切なことから、必要な教室に適宜入れるようにした方が効果的である。</li> <li>・力量のある教員が児童支援教諭になることにより、担任ができなくなる。</li> <li>・生徒指導主任と児童支援教諭が別の場合、共通理解を図ることが課題となる。</li> <li>・全校への配置、大規模校への複数配置など、配置拡大を検討する必要がある。</li> <li>・授業の持ち時数についての弾力的な運用が必要である。</li> </ul>

事業名	いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置
開始年度	平成28年度
予算	6,894千円
目的	いじめ事案への対応,学級経営,保護者への対応等,教職員からの職務上の相 談に対応する。
事業の概要	<ul> <li>・市教育センター内に相談窓口を設置。(相談員:教員 0B 2 名)</li> <li>・相談時間 月曜日〜金曜日(閉庁日を除く。) 正午〜午後 6 時メールによる相談は24 時間受け付けるが、返信は上記の相談時間中に行う。</li> </ul>
成果	<ul> <li>・平成28年度の相談件数は46件。</li> <li>・平成29年度(4月~8月)の相談件数は24件。(前年同月比2件増)</li> <li>・主な相談内容は、人間関係、子育て、業務、学校行事等。</li> <li>・継続的に相談している職員もおり、ストレス等の捌け口として一定の成果を上げている。</li> </ul>
課題と今後の見通し	<ul> <li>・教職員相談支援室の存在そのものの周知がまだ十分でないことから、校長会等を通して、相談窓口の周知を図っていく必要がある。</li> <li>・教職員が相談することを「敷居が高い」と感じているところがある。</li> <li>・今年度から予約なしでも可としたことで、研修会の後などに立ち寄る教員も増えている。</li> <li>・「心の健康相談」事業や長時間労働の面談など、他の相談窓口との連携。</li> </ul>

事業名	いじめ・不登校対策推進協力校の指定
開始年度	平成9年度
予算	120千円(講師謝礼20千円,消耗品100千円)
目的	いじめ不登校の問題に対する適切な指導について研究し、学校における指導体制の 改善と充実を図る。
事業の概要	学校の状況に応じて、独自の実践を積み重ね、仙台市内の学校に、いじめや不登校の未然防止と早期対応、いじめ・不登校対策の実践例を発信し、共有を図る。 〇年間を通じた各校毎の研修 〇教育委員会主催の合同研修会への参加 〇指導主事訪問(年2回) ○実践報告会での発表 ○実践報告書の作成
成果	指定を受けた協力校におけるいじめや不登校の未然防止に向けたアンケート調査やQ-Uの活用における情報収集や集団づくり、どの子も安心して生活できる学級づくり、対話を活用した人間関係づくり、異学年集団や地域などと連携した自己肯定感の向上、さらには、いじめ・不登校対策委員会等を中心とした組織的な対応、道徳教育の推進や、関係機関との連携などの様々な実践研究を、発表会の開催や報告書の配付等を通して、全市立小中学校、高校に周知し、共有することができた。
課題と今後の見通し	<ul><li>○発表の場を工夫したり、参加対象となる職員を広げたりするなど、学級づくりが基本であることを認識し、幅広く周知していく必要がある。</li><li>○協力校として積極的に申し込みをする学校は少ない。</li></ul>

事業名	いじめ防止に向けた研修の実施
開始年度	(平成 26 年 11 月)
予算	
目的	いじめ防止に向けた研修の実施により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめの対処についての教員の指導力・対応力の向上を図る。
事業の概要	仙台市教育センターが主催する研修 ・「フレッシュ先生 2 年時研修」 ・「10 年時経験者研修」 ・所規採用養護教諭研修」 ・「養護教諭 5 年時経験者研修」 ・「養護教諭 10 年経験者研修」 ・「養護教諭 10 年経験者研修」 ・「新任校長研修」 ・「新任校長研修」 ・「新任教頭研修」 教育相談課が主催する研修 いじめ対策担当教諭等の教職員に対し、いじめの未然防止や早期発見、対処等を中心とした研修内容を実施する。 ・「生徒指導研修 I」 ・「生徒指導研修 II」 ・「いじめ対策担当教諭研修」
成果	<ul> <li>・いじめ防止対策推進法の理解が図られたとともに、様々ないじめの態様やいじめがあった際の対処の方法についての理解が進んだ。</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応に対する教員の意識が向上し、学校生活全体の中でいじめ防止の対策が大切であることが浸透した。</li> <li>・いじめ防止に向けた各学校での取組が積極的に実施されるようになった。</li> </ul>
課題と今後の見通し	<ul> <li>・いじめの未然防止に向けた取組が教師主導から児童生徒が主体となり、積極的な取組が行われるようにする必要がある。</li> <li>・学校だけの取組に止まらず、家庭の中でのいじめ防止の意識を高めることや地域の大人のいじめ防止の意識の改革も必要である。</li> <li>・いじめ防止の研修などの機会をとおして、各学校におけるいじめ防止に向けた取組の紹介をするなど、全市立学校で共有し、いじめ防止の意識を高める必要がある。</li> </ul>

事業名	いじめ防止マニュアルの策定
開始年度	平成 25 年度
予算	1774.25
目的	いじめの未然防止・早期発見・対応など、教職員のいじめへの共通理解を図る。
事業の概要	いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、法の趣旨を理解するとともに、いじめの未然防止、早期発見、事案への対処等を盛り込んだマニュアルを全教職員に配布し、いじめへの共通理解を図る。現場の教職員が活用しやすいように、七つの項目から構成され、いじめ対策に即応している。 ① いじめ防止対策推進法について ② いじめの基本認識 ③ 未然防止 ④ いじめの発見 ⑤ いじめの対応 ⑥ ネット上のいじめへの対応 ⑦ 着実な取組のためのPDCAサイクル
成果	いじめの法的な捉えについて、教職員の理解を深めるとともに、いじめ防止及び事案対処等の基本的な対応法、特に聞き取り方法や情報の整理の仕方などについて周知することができた。
課題と今後の見通し	現在のマニュアルは十分に活用できるものであるが、より現場の困り感を解消するような、具体的な事例を交えた内容を取り込んだものが望まれる。現在、文部科学省の基本方針の改定により変更された点を踏まえ、現場の声をより反映するような改訂版を作成中であり、平成30年3月の発行を予定している。

事業名	いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布
開始年度	平成 27 年度
予算	1,000 千円
目的	いじめにいち早く気づき、学校・家庭・地域が連携して、早期解決を図る。
事業の概要	いじめの理解促進、早期発見・早期対応のための家庭でのチェック項目や相談窓口の一覧等を掲示したリーフレットを作成し、市立学校の全児童生徒の家庭に配布する。リーフレットには、家庭・地域・学校が互いに連携していじめ防止に取り組むポイントが示されている。さらに、いじめにいち早く気づくためのチェックポイントがシート上に示されている。
成果	いじめ防止対策推進法のいじめの定義を分かりやすく明示しており、いじめの理解が家庭や地域に浸透したと感じられる。チェックシートを活用することによって客観的にいじめを認知することが容易になり、いじめの早期発見につながり、迅速な対応に役立つケースが増加している。また、相談窓口一覧が掲載されていることにより、子供本人からはもちろんのこと、保護者や地域の方々がどんな相談機関があるのかが一目で分かることができ、活用しやすいとの評価を得ている。
課題と今後の見通し	シートは家庭中心に配布しているが、いじめ防止対策について地域との連携を強化していくためには、地域への配布方法に一層の工夫が望まれる。また、すぐに活用できる利便性を確保して行くには、チェックポイントの見直しを続け、いじめにいち早く気づくように内容を改定して行くことが大切である。

事業名	24 時間いじめ相談専用電話の開設
開始年度	平成28年度(開設日:平成28年5月9日)
予算	13,892 千円
目的	教育委員会事務局内に, 24 時間対応のいじめ相談専用電話を設置し, 児童生徒や その保護者からの相談に応じ, 早期発見と問題解決を図る。
事業の概要	<ul> <li>○ 教育相談課内にいじめ相談専用電話を設置し、教育相談課配置のスクールカウンセラーが対応する。</li> <li>○ 夜間時間帯及び閉庁日については、業務委託先に相談電話が自動転送され、委託先の相談員が対応する。</li> <li>・ 前日の夜間相談受理状況については、翌朝その概要を報告</li> <li>・ 自死予告などの緊急性が認められた場合は、警察等への連絡を行うとともに、教育相談課緊急電話に連絡</li> </ul>
成果	<ul> <li>○ 平成 28 年度は、361 件の電話相談があり、そのうちいじめに関する相談は 126 件であった。また、受けた電話相談のうちの 78 件について、学校へ情報提供・対応指示を行った。</li> <li>○ 学校からは、学校が把握していない事案について、迅速に対応にあたることができ、いじめの等の早期発見・問題解決に効果があったという報告があった。</li> <li>&lt;24 時間いじめ相談専用電話 相談状況・対応状況&gt;</li> <li>相談件数 いじめの相談 学校対応件数 3 6 1 1 2 6 7 8</li> </ul>
課題と今後の見通し	<ul> <li>○ 夜間に電話がつながらなかったという苦情が数件あった。業務委託先との情報交換や委託相談員研修を更に充実させ、確実な夜間相談対応を行えるよう図る必要がある。</li> <li>○ 今後も事業を継続し、児童生徒・保護者等の相談窓口として定着を図る。</li> <li>○ リーフレットやHP等により、本事業の児童生徒・保護者への周知を更に図っていく。</li> </ul>

事業名	仙台まもらいだー・インターネット巡視事業
開始年度	平成 22 年度
予算	4,719 千円
目的	児童生徒の誹謗中傷や個人情報の流出等,インターネットに関わる問題を早期に発見して学校に情報を提供するほか,削除依頼や学校での指導に係る技術的な助言等を行う。
事業の概要	(1)各種サイトの検索及び監視活動 インターネット掲示板やSNS等に存在する仙台市立学校児童生徒の個 人情報(学校名,氏名,画像等)を検索することにより,誹謗中傷の書き 込みや個人情報流出等の問題行動を早期に発見し,監視する。
	(2) 定期報告書の作成と提出 収集した情報等を累積し、有効な対応策を検討するため、検索した内容 を定期報告書にまとめ、月ごとに教育委員会へ提出する。
	(3)教育相談課との定期報告会及び情報交換 教育相談課において、報告会を年6回程度開催し、活動状況の報告及び 情報交換等を行う。
成果	○インターネットやPCの専門的な知識を有している巡視員によるインターネット掲示板やSNSの巡視により、不適切な書き込みをしている児童生徒の所属校に連絡し対応を依頼することで、事案の早期解決を図ることができている。
	○定例報告会を年6回実施することで、児童生徒による最近の不適切な書き込みの傾向から、今後の対応についての意見交換をすることができている。
	<ul> <li>○インターネット巡視による不適切な書き込みの報告件数</li> <li>・平成 26 年度…602 件</li> <li>・平成 27 年度…573 件</li> <li>・平成 28 年度…527 件</li> <li>・平成 29 年度…148 件(平成 29 年 7 月末現在)</li> </ul>
課題と今後の見通し	○パソコンの使用やスマートフォンの所持の低年齢化に伴い,小学校高学年の使用数
	が増加傾向にあることから, 小学校低学年へのインターネットモラル教育の推進を 図っていく必要がある。
	○掲示板や SNS への書き込みで、画像や動画による書き込みや投稿も増加の傾向があり、書き込み内容の変化に対応することができるよう、巡視員のスキル向上と作業 PC の性能向上等を図っていく必要がある。

事業名	いじめ対策支援員の配置
開始年度	平成28年度
予算	24,637 千円
目的	小学校が抱えるいじめ等の困難事案に対して、いじめ対策支援員(元警察官等)を 一定期間学校へ派遣し、学校いじめ防止等対策委員会への参加、学校職員への助言、 関係児童生徒への声がけ指導を行いながら、いじめの早期改善を図る。
事業の概要	いじめ事案を抱える小学校に警察OBや教員OB等の「いじめ対策支援員」を一定期間配置し、巡回・指導によりいじめ問題の改善を図る。
成果	<ul> <li>・いじめにつながりそうな事案を未然に防いでいる。</li> <li>・職員会議時に、生徒指導研修をして教員のスキルアップに貢献している。また、配慮の必要な児童への指導・支援・状況の把握、教員への助言など的確に行っている。</li> <li>・嫌がらせを受けていた児童が休み時間、授業中の観察により安心して校内生活を送れるようになっている。</li> <li>・暴力行為がある児童に対して、支援員がつきっきりで関わり信頼関係もでき良い方向に向かっている。</li> <li>・地域の実態を的確に判断し、児童のおかれている家庭環境も含めた指導を行っている。</li> <li>・感情のコントロールが難しい児童に対しての声掛けや気持ちの安定を図る支援を行っている。</li> </ul>
課題と今後の見通し	<ul> <li>・勤務時間が限られており、担任が授業時間中に退勤してしまう。何か問題を発見したり気になることがあったりしてもその日のうちに担任に話すことができない。また、管理職も不在にすることがあるので、次の日に持ち越すこともある。打合せの時間を十分にとることができる体制が望まれることから勤務時間の課題がある。</li> <li>・いじめは、学校にいるときに起こるとは限らない。校外学習等の際には校地外へも児童と一緒に行けるような制度について検討する必要がある。</li> <li>・短期間の配置ではなく、年間を通じて同一の支援員が配置される体制。</li> </ul>

事業名	いじめ不登校対応支援チームの設置
開始年度	平成 27 年度
予算	
目的	学校のいじめに対する適切な初期対応や継続指導を確実なものにしていくために、
	各学校の組織体制や取組状況の確認、いじめ不登校アンケート後の学校対応や処理状
	沢等を確認し、困難事案や重大事態とならないよう、学校に対して指導助言を行う。
事業の概要	1 学校巡回訪問
	(1) 対象 市立学校 189 校 (小学校 120 校,中学校 63 校,高校 4 校,中等教育学校 1 校,特別支援学校 1 校)
	(2) 人員 教育相談課主任指導主事,指導主事
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等
	(3) 内容
	<ul> <li>①平成28年度仙台市いじめ実態把握調査の結果等をもとに、各学校における事案対応、改善状況等を確認する。(未解消事案はもちろん、解消済とされた事案についても当該児童生徒の状況を確認する)</li> <li>②「学校いじめ防止等対策委員会」の組織の運営状況を確認する。</li> <li>③学校が抱えているいじめや不登校の困難事案を把握し、対応等に関する指導助言を行う。</li> <li>④市立学校の状況を把握し、学校現場の課題の検討と分析を行う。</li> </ul>
成果	・全市立学校の訪問により、各学校の取組について確認し、指導助言を行うことができる。また、学校が抱えている困難ケースについては、把握とその後の解消の様子について追跡調査を行い、指導助言や状況把握をすることができる。 ・指導助言により、学校の危機管理意識と組織対応力の向上が見られる。 ・校内体制が充実してきており、早期発見・早期対応の意識の向上が見られる。
課題と今後の見通し	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人数が不足しているため、 緊急の事案対応により予定どおり訪問できない場合がある。

事業名	スクールソーシャルワーカー (SSW)・教育局配置のスクールカウンセラー (SC) による支援
開始年度	SSWは平成 26 年度から (H28 年度拡充) SCは平成 28 年度から
予算	24,759 千円
目的	社会福祉上の諸課題に対して専門的な助言指導のできるスクールソーシャルワー
пи	カーと、児童生徒の心のケアや教職員へのコンサルテーションを行う教育局配置のスクールカウンセラーを学校に派遣し、それぞれの専門性に応じた支援を行う。
事業の概要	1 スクールソーシャルワーカー活用事業
1,714 1,722 (	○ 教育委員会に5名のスクールソーシャルワーカーを配置し,学校の要請等に応
	じてケース対応にあたりながら、児童生徒を取り巻く環境調整や各関係機関との
	連絡調整を行っている。
	2 スクールカウンセラー配置事業(教育局内)
	○ 24 時間いじめ相談専用電話に入電する相談に対応し、児童生徒・保護者等の 心のケアを行う。
	○ 重大事故・事件、非常災害などが発生した場合、当該校長等からの相談に応じ、
	当該校へスクールカウンセラーを派遣し、心のケア緊急支援活動を実施する。
成果	1 スクールソーシャルワーカー活用事業
	○ スクールソーシャルワーカーの増員・学校からの派遣要請の増加に伴い、平成
	28 年度は 138 ケースの対応を行った。(平成 27 年度は 78 ケース, +60 ケース)
	○ スクールソーシャルワーカー自身による保護者支援や学校と保護者及び関係
	機関との連携支援により、ほとんどのケースで不登校状況・学校生活・家庭生活
	等に何らかの改善が見られたとの報告があった。
	2 スクールカウンセラー配置事業(教育局内)
	○ 自死企図,事故目撃等の児童生徒・保護者の対応にあたり,対応後,深刻な状
	態に陥った状況はなく、相談者の心のケアが図られたとの報告があった。(派遣
	校数 10 校)
	○ 24 時間いじめ相談専用電話への相談内容について学校に対応を依頼し、いじ
	め等の事案の早期発見・早期解決が図られた。
課題と今後の見通し	1 スクールソーシャルワーカー活用事業
	○ 今後更に貧困問題・虐待・ネグレクト等の家庭環境に関する相談が増加するこ
	とが予想されるため、今年度の活用状況を見ながら増員を含めて検討する。
	2 スクールカウンセラー配置事業 (教育局内)
	○ 継続して事業を実施する。